

令和元年12月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月10日（火）午後3時00分から午後4時19分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員（28人）

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一	
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	

推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	大西 繁	12番	加藤 久和	
	4番	藤井 元之	13番	野口 稔	
	5番	林原 春男	14番	杉谷 幸秀	
	7番	荒松 将志	15番	山根 操	
	8番	岩波 宏承			

- 4 欠席委員（2名）（推委6番 鳥橋 千廣、推委11番 大場 兵輔）
- 5 議事録署名委員の決定（7番 尾古 礼隆、8番 日野 浩一）
- 6 会務報告（別紙）
- 7 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 8 報告事項
 - （1）賃貸借の解約について
 - （2）その他
- 9 その他
 - （1）定例会の日程について
 - （2）その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	大黒辰信
主 幹	齋木貴敬
事務補助員	山根江利子

会務報告

(敬称略)

月	日	事業内容	場所	出席者
11	11	11月定例農業委員会	中山農村環境改善センター	農委、推進委員事務局
	15	名和地区農業相談日 (相談件数 0件)	保健福祉センターなわ	日野、入江
	18	農業次世代人材投資事業サポートチームによる経営状況確認会	役場中山支所	尾古委員
	22	常設審議委員会	ホテルセントパレス倉吉	会長
	25	大山地区農業相談日 (相談件数 1件)	役場大山支所	川上、大場
	28 ～ 29	令和元年度全国農業委員会会長 代表者集会	東京	会長

*12月以降の予定

12月 5日(木) 中山地区農業相談日(中山支所) 岸本、大西

12月 25日(水) 大山地区農業相談日(大山支所) 田中喬、大場

1 1 会議の概要

事務局 それでは時間になりましたので、開会に当たりまして議長挨拶のほうをよろしくをお願いします。

議長 こんにちは。県自体の形も変わりまして◎◎会長も変わりまして、新しい会長さんが決まりまして初めてこの前ありましたが、今月については議案が無いので無しというふうになりましたけども、色々とやるべきことはいっぱいありまして、皆で話しながらですね、やるべきことは農業委員会としてもやっていかないけんことが沢山あるので、任期が後もう少ししかないなという、後7か月ぐらいという中で、なるべくまた再任をしていただかんといけんのかなと。会長も毎年1期で変わっとなら、「お前、勉強してこい」っていうようなことで結構質問すると怒られますので、これからは続けて皆がやるような形での審議をしていかないとな前に進んでいかないなというようなことで、非常に色々な事がありますので、今後共、今年もまんだ審議せないけん分も十分ありますので、後もう少しですけども、視察も兼ねてありますので、協力していただいて良い形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは議事録署名委員は、7番委員さんと8番委員さんをお願いしますので、よろしくお願いいたします。

今日の欠席の方がございますので申し上げておきます。推進委員の6番さん、推進委員の11番さん、2名の方が欠席ということでよろしくお願いいたします。後は全員出席ですので、この会が成立するということでございます。

議長 それでは会務報告のほうをよろしくお願いいたします。

事務局 はい。それでははぐっていただいて、会務報告でございます。

【会務報告】

- (11月11日) ・11月定例農業委員会について。
 - (11月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
 - (11月18日) ・農業次世代人材投資事業サポートチームによる経営状況確認会について。
 - (11月22日) ・常設審議委員会について。
 - (11月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
 - (11月28～29日) ・令和元年度全国農業委員会会長代表者集会について。
-

議長 それでは議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号24番、土地の所在ですけれども、〇〇△△△△、畑、1, 316㎡、同じく△△△△、田、1, 944㎡、同じく△△△△、畑、2, 026㎡、合計が5, 286㎡になります。譲渡人が□□□□さん、譲受人が◇◇◇◇さんで、親子間の贈与ということでございます。それから番号25番、所在は〇〇の△△△、田、2, 382㎡、同じく△△△、田、2, 967㎡、合計5, 349㎡です。譲渡人が〇〇市の□□さん、譲受人が〇〇の◇◇さん、売買でございます。売買価格につきましては2筆合わせて※万円でございます。それから26番に入ります。所在地が〇〇△△△-△、畑、612㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が〇〇市の◇◇さんになります。これは贈与による所有権移転でございます。はぐっていただいて27番、所在が〇〇△△△-△、それから同じく△△△-△△、畑、241㎡と、259㎡、合計500㎡でございます。譲渡人が□□さん、譲受人が〇〇の◇◇さんでございます。これも贈与でございます。なお、◇◇さんの耕作面積は7, 563㎡でございますので下限面積はクリアしております。

これにつきましては現地確認に行っておりますので、現地確認委員の報告のほうをよろしく願います。

議長

それでは現地確認をよろしく願います。

推委8番委員

8番の推進委員、◎◎と申します。今日の午前中に農委13番委員、農委4番委員、私と、事務局1人の4人で現地確認をしてきましたので、その結果を報告させていただきます。

番号24番につきましては3筆、畑が2筆と田が1筆ありますけれども、3か所ともブロッコリーがきれいに耕作してありましたので報告いたします。審議のほうをよろしく願います。

議長

現地確認の農委4番さんの方からも、よろしく願います。

農委4番委員

25番の現地確認をご報告申し上げます。先程、推委8番委員さんが言われましたけれども、農委13番委員、推委8番委員、私、それから事務局と現地を確認いたしました。

この25番は元々、どうも話によると耕作放棄地であったようでございますけれども、現在はきれいに草が刈ってあり管理されておりましたので何ら問題ないと思います。

26番でございますけれども、これは山陰道の南側に▲▲▲▲のすぐ下のほうでございまして、草刈り等がされており管理が十分ではないかと見ております。何ら問題はないと思います。

続けて27番は、26番と地続きですけれども、ここもきちっと管理されており問題ないと思いました。以上です。

議長 全で一括で何かご質問があれば。
質問がないようですので、賛成の方は。
農委6番委員 はい。手挙げとる。
議長 はい、はい。
農委6番委員 6番です。25番ですけども、売買価格がちょっとはつきり聞こえなかったんですけども、全体で※万。
事務局 全体で※万円です。
農委6番委員 分かりました。ありがとうございます。
議長 他に何かありませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。
事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。
番号7、6というふうになんと順番が逆になっておりますけども、ちょっとシステムの関係でこういうふうになりましたので申し訳ございませんが、7番から説明させていただきます。
土地の所在が〇〇△△、田、436㎡、同じく△△△、田、913㎡、同じく△△△△、これは公衆用道路を払い下げを受けて田んぼとして使っているということで、ここが54㎡、合計で1,403㎡になります。譲渡人につきましては上の1筆と1番下ですね、これが■■さん、真ん中の筆が◆◆さんということです。譲受人が株式会社▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲、所有権移転、転用目的ですけども太陽光発電ということで、全体で※万※千円での所有権移転、売買でございます。場所ですけども、はぐっていただいて4ページをご覧ください。4ページ◎◎の◎◎◎◎◎◎◎◎がでございます。そこからちょっと細い道を入っていただいて鉄道に挟まれた田んぼでございます。この田んぼにつきましては、先程、公衆用道路の払い下げということで言いましたが5ページの左側のほうにですね、点線で囲った所があります。これが払い下げを受けた所です。筆は3つあるわけですけども、大きい筆として2筆が今回のソーラーパネルということで申請がございました。なお、ソーラーパネルの位置につきましては、全体の転用の中の、5ページの右側にございます部分になりますけども、ここがソーラーパネル、あと残りは残地としてメンテナンス車両等の駐車スペースということで一体的な申請ということで、今回申請がありました。

続いて6番に入ります。所在ですけども、〇〇△△△ー△、田、613㎡、譲渡人が■■さんで、譲受人が▲▲さん、親子間の使用貸借ということで一

般住宅での転用ということになります。場所は6ページをはぐっていただいて、◎◎◎◎◎◎◎◎◎の前に県道を挟んで向かい側に新しく住宅地が立ち並んでおります。この図はちょっと古いのでまだ田んぼにはなっておりますけれども、既に住宅でございます。そこの車線が引っ張ってある所が申請地になるわけですが、その両隣につきましても、もう既に住宅が建っております、そこに挟まれた田んぼが残っております。そこが今回の申請地でございます。なお、水路につきましては、これは土地改良区の水路ではございません。町の水路ということで特に水路についての問題はないということで申請を受けております。建物図面につきましては平屋建てということで7ページ、8ページに描いてございますのでご確認下さい。なお、現地確認委員さんの報告をよろしくお願いをいたします。

議長 今、ご説明がございましたが現地確認のほうを農委13番委員の方から順番にお願いいたします。

農委13番委員 失礼します。午前中に農委4番委員さんと推委8番委員さんと事務局で現地のほうを確認してまいりました。

申請が太陽光発電ということでございますけれども、場所についてはJRと9号線の間で農振の農用地区域外ということで、太陽光発電という転用の目的については致し方ない、転用止むなしというようには思っていましたけれども、ただ、この申請につきましては5ページの図面を見ていただければと思いますけれども、太陽光のパネルを張る位置と、残った所が駐車スペース、457㎡と、メンテナンス車両等の駐車場等で使うということでございますけれども、一般的に太陽光発電でメンテっていえば月に1回なのか2回なのか分かりませんが、車1台、1人が来られてするぐらいのことですし、今までの太陽光でこういった形での転用申請っていうのもあまり記憶がございませんし、要は太陽光発電の目的以上に転用面積が多いのではないかとということで、現地のほうで見てまいりました。そういった関係で今回の太陽光発電事業で転用ということであれば、ここまでの面積は必要ないのではないかとということで、転用については事業目的達成のための最低限必要な面積が許可相当だというような形になろうかと思います。今回の申請では、あまりにも残地が多すぎるということがございまして、これを含めた太陽光事業での転用許可というものは現地を見た感じでは必要ないのではないかとということで見てまいりましたので、どうしてもこの残った残地でも太陽光以外での転用をしたいということであれば、それはそれでまた事業計画なり、そういったものを出されてすべきものではないかなということで、あまりにも今回は事業用地が目的以上に余分な所の転用申請が出るとということについては、許可不相当ではないかなという感じで現地は見てまいりました。また皆さんで議論していただければと思います。以上です。

議長 次、現地確認の農委4番さん、お願いします。

農委4番委員 先程のメンバーで午前中に現地を確認しまして、6ページのほうに地図

が載っておりますけども、先程、事務局も言われましたけども南側は水田になってますけども、ここは住宅になっておりまして、両方住宅に挟まれた農地でございます、水稻を栽培されていたようでございましたけども、住宅に囲まれてこれも止むなしという感じを受けました。以上です。

議長 現地確認のご説明がございましたが、色々ございましたが何かご質問があれば、やっぱり大事なことで、太陽光発電だからといってちょびっと使った後に何かっていうのも問題じゃないかなということにして。こういう問題があればもっと見直して、もう一遍やり直しというようなことでも考えて良いんじゃないかなと。皆さんのご意見はどうでしょうか。

農委 6 番委員 はい。

議長 はい、6 番くん。

農委 6 番委員 すみません。6 番です。使用目的で太陽光発電のみで書いてあるんですけども、おかしいんじゃないですか。面積の 3 分の 1 が駐車スペースって。逆に太陽光を置くのであれば問題はないと思ったけども、ちょっと使用目的が違いすぎる気がするんですけど。

議長 他にありませんかいな。

農委 4 番委員 私もそのとおりだと思います。

議長 はい。

これはもう一遍、申請し直すなり検討していただくと。もう一遍、出していただくということでない、農業委員会もこの前の例もごございますので、簡単に許可した場合に「お前らち、何しとるだいや」ってこともありました。ですので、やはりその辺はきちんとすべきでないかなと思いますので、もう一遍見直していただくという形でどうでしょうか。

農委 1 3 番委員 ちょっと。

議長 はい。

農委 1 3 番委員 とりあえず今申請が出てしまっただけで受理はしておられる案件で、議案として今もう載ってしまいました。ということは、とりあえず、これが良いか悪いかの結論を出して、中身は良いけど差戻ってというような手続きはちょっとえらいでないかと思っておりますけども。

許可は県がするけども、その辺の手法が、これでは駄目だけ、ちょっと書類を差し替えて直して差戻ってという手続きが出来るんですか。

事務局 議案として上がったので、今回これを次に県に進達を出しますが、これが今もし不許可ということでしたら大山町農業委員会は不許可ということで、これは不許可で進達すると。ここの事業者については、今言った駐車場スペース、これについてもう一度計画をもし出すんなら、もう一度計画を考えなさいよということで不許可で返事をするということだんな、確か。

事務局 進達はして・・・

議長 しっかりとその問題を把握して、出来るか出来ないのかその辺を。

農委 1 3 番委員 この委員会では、転用許可すべきなのかどうなのか県知事に対して

意見を言うわけでしょ。許可権者に対して。

事務局 そうですね。

農委13番委員 ですから、不許可相当だという意見を付して送ってしまうと。それで不許可で本人には帰ってくると。それで改めて申請し直しという手続きが何かすっきりと。

事務局 そうですね。

農委13番委員 この段階で申請書を取りに来なさいというわけにはならんと思うんですけども。

事務局 不許可ということで今度新たに申請をする場合は、今の指摘事項について改めてもう一度計画をして申請をし直すと、事業をされるんなら。ということになると思います。

農委13番委員 町の農業委員会は不許可相当だけでも県の会議の中では、そうは言っても許可相当だってことで許可になることもあるわけですね。

事務局 あります。

農委14番委員 すみません。この土地は、この会社が借り上げるんですか。借地で。

事務局 いいや。買い上げるということで。

農委14番委員 余分な買い上げだな。

事務局 基本的に一枚の田んぼということでの買い上げで、その中で太陽光をするところをした残地というところが今回の駐車場ということになろうかと思います。売の方からすれば全部売ったほうが良いんでしょうけども、それはそれとして、先程農委13番委員が言われたように必要な部分だけの転用ということが農業委員会として不許可というところを踏まえれば良いかなというふうに思います。

農委4番委員 不許可なんでしょ。

事務局 許可は県がするんで。

農委4番委員 県がするんで、申請は反対だということで。大山町農業委員会の意見を付けて。

農委13番委員 この申請については不許可相当だという意見を、大山町農業委員会がまとめるのかまとめないのかで送る。

農委4番委員 反対ですという意見書を付けて出すんでしょ。

農委13番委員 先程、局長さんが言われたように、この長細い所が一枚の田んぼなので、所有者からしてみれば所有権移転で5条申請ですから、ちょこっと残すんでなくて全部買ってほしいという気持ちがあったのかもしれませんが、事業目的では、要は農地部分で売り渡し部分と転用部分とで売り渡し部分になるので、それを分けて事業者さんが買うんだったら別ですけども、そうではない。おそらく駐車場だったら車が1台2台置いても十分まだ400㎡もありますので残るわけですから、というような感じですね。

農委4番委員 400㎡っていうと通常、農業委員会が出す500㎡の宅地申請と一緒にだがん。せめて一つのエリアとしてフェンスで全体を囲うとか、太陽光発

電所として。申請とはまた別に知らんうちに住宅が建つとるかもしれんよ。

農委 1 3 番委員 ちょっとした 2 軒分の宅地だわ。

議長 色々な意見がございますが、大山町農業委員会としてこれは不許可であるという形での申請をすると。それについて賛成の方は挙手をお願いします。

大山町農業委員会としては不許可で申請を出すということで。許可が出るか出んかは別だけど、こちらとしては相当でないということで良いですな。

農委 1 4 番委員 ちょっと待った。

議長 はい。

農委 1 4 番委員 農業委員会が不採択になったやつも県には出すんですか。

事務局 県には送ります。不採択という進達で、申請が出たものを。

議長 出さんと、お前らち勝手に何だいやって言われますで。

農委 4 番委員 要は大山町農業委員会は、現地確認委員なんで。それで許可を出すわけじゃないんで。

農委 1 4 番委員 はい。分かりました。

議長 なら、そういうことで一つよろしく願いいたします。

6 番についてはどうでしょうかいな。6 番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい。6 番については全員賛成ですので承認いたします。

農委 6 番委員 ちょっと、事務局にお願いがあるんですけども。

議長 はい。何ですかいな。

農委 6 番委員 お願いがあるんですけども。この 6 番、これを見ると地図が分かりません。せめて手書きでも何でもいいんで、田んぼの中にポツンと建つように見えちゃうんで。せめて、もうちょっと分かるように。

この地図だと田んぼの中に建つように、見方によっちゃ見えちゃうんで。

議長 事務局、その辺については。

農委 6 番委員 また対応をお願いしたいと思います。

事務局 そうですね。▼▼▼▼の地図を使っていますので、▼▼▼▼の地図が古いわけ。そこらへんは手書きで対応するというような格好で。

農委 6 番委員 古いのは分かっとなこととして。

議長 なら、事務局その辺を気を付けて一つよろしく願いいたします。

議長 それでは議案第 3 号に入っていきたいと思います。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 今、ご説明がございましたが何かご質問がございますでしょうか。
何かご質問がないようですが、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、照会があったので意見を求めます。（朗読と詳細；詳細は議案に明記）以上３点です。

議長 それでは１番を除いて、２番３番について何かご質問がございましたら。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
（全員挙手）

はい。全員賛成ですので承認いたしました。

議長　それでは推委 7 番委員さん、(議事参与の制限のため退室を) ちょっとお願いいたします。

(推委 7 番委員、議事参与制限の為退室)

1 番について何かご質問がございますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

(推委 7 番委員、入室)

議長 報告については21ページでございますので、見ておいてやって下さい。

議長　それでは次の農業委員会の定例会でございますが、１月１０日、午後３時から保健福祉センターなわで行いますということで、この時に前の◎◎農業会議会長にですね、打診をしたところ「来て良いですよ」ということで、前も協力してもらって送る会をしましょうか、っていう話が出とったので１月１０日でよろしいでしょうか。

ということで1月10日、名和のほうで行いますので場所を間違えないように一つよろしくお願いいたします。

事務局 準備の都合がありますので、出欠につきましては出来たら年内に事務局の方にご連絡をいただければというふうに思います。

議長 一つ出欠の程、よろしく願います。これはいつまで。

事務局 年内で。

議長 年内についてということで事務局のお願いでございますので、出来たら年内に

報告をお願いしたいと思います。

議長 それではその他について、事務局の方から説明がございますのでよろしくお願いいたします。

事務局 はい。その他につきまして4件ございます。

【その他】

- ・令和2年度の労賃を決める農政部会について。
- ・令和2年度の下限面積について。
- ・農業委員会事務局の職員定数について。
- ・義援金について。

そういうことで決定いたします。

事務局、後はないですかいな。

事務局 はい。

議長 それではですね、これを持ちまして農業委員会を閉会いたします。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 日野 浩一

- 13 -